

別紙第2

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 本年の給与改定

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 給与制度のアップデート

(1) 給料表

1の(1)による改定後の給料表を別記第2のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第3の切替要領によること。

(2) 昇給制度

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(3) 扶養手当，地域手当，通勤手当，単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(4) 特定任期付職員の勤勉手当及び業績手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

鹿児島県職員の給与に関する条例第10条の3の規定による地域手当，住居手当，特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は，令和6年4月1日から実施すること。ただし，1の(2)のAについては令和6年12月1日から，1の(2)のイ及び2については令和7年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

A 扶養手当の支給に関する経過措置

扶養手当の月額等の特例措置は人事院勧告の内容に準じること。

なお，配偶者に係る手当の廃止については，本県の実情や他の都道府県の動き等を考慮し，段階的に実施すること。

イ 地域手当の支給割合等の特例措置

地域手当の支給割合等の特例措置は人事院勧告の内容に準じること。

ウ その他所要の措置

A及びイに掲げるもののほか，この改定に伴う所要の措置は人事院勧告の内容に準じること。